

令和6年9月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和6年9月春日部市議会定例会

議案第58号	春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第59号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について・・・・・・・・	11
議案第60号	葛飾中学校リノベーション工事請負契約の締結について・・・・・・・・	13
議案第61号	春日部市役所旧本庁舎等解体工事請負契約の締結について・・・・・・・・	14
議案第62号	庄和市民センター正風館リノベーション工事請負契約の締結について・・	15
議案第63号	春日部第1児童センター空調設備更新工事請負契約の締結について・・・・	16
議案第64号	令和5年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について・・・・	17
議案第65号	令和5年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について・・	18
議案第66号	令和5年度春日部市一般会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第67号	令和5年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について・・・・・・・・	20
議案第68号	令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について・・・・・・・・	21
議案第69号	令和5年度春日部市介護保険特別会計決算認定について・・・・・・・・・・	22
議案第70号	令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
議案第71号	令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について・・・・・・・・	24
議案第72号	令和5年度春日部市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	25
議案第73号	令和5年度春日部市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	26
議案第74号	令和5年度春日部市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	27
議案第75号	令和6年度春日部市一般会計補正予算（第3号）について・・・・・・・・	28
議案第76号	令和6年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議案第77号	令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
議案第78号	令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）について・・・・	31
議案第79号	令和6年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・・・・・・	32
議案第80号	令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	

について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

議案第 8 1 号 令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・ 34

議案第58号

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令等の廃止等に伴い、個人番号の利用範囲の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 総務

第1条 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報<u>その他規則で定める情報</u>であって、<u>当該機関が保有するもの</u>を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）で定める事務</u>その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報<u>で当該機関が保有するもの</u>であって、<u>主務省令で定めるもの</u>その他規則で<u>定める情報</u>を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

第2章 厚生福祉

第2条 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務

員等共済組合法
（昭和37年法律
第152号）をいう。
以下同じ。）又は
高齢者の医療の
確保に関する法
律（昭和57年法律
第80号）に基づく
医療に関する給
付の支給又は保
険料の徴収に関
する情報、児童扶
養手当法（昭和36
年法律第238号）
に基づく児童扶
養手当の支給に
関する情報、特別
児童扶養手当等
の支給に関する
法律（昭和39年法
律第134号）に基
づく特別児童扶
養手当の支給に
関する情報、同法
に基づく障害児
福祉手当若しく
は特別障害者手
当若しくは国民
年金法等の一部
を改正する法律
（昭和60年法律
第34号）附則第97
条第1項の福祉
手当の支給に関
する情報、地方税
法その他の地方
税に関する法律
に基づく条例の
規定により算定
した税額若しく
はその算定の基
礎となる事項に
関する情報（以下
「地方税関係情
報」という。）

員等共済組合法
（昭和37年法律
第152号）をいう。
以下同じ。）又は
高齢者の医療の
確保に関する法
律（昭和57年法律
第80号）に基づく
医療に関する給
付の支給又は保
険料の徴収に関
する情報、児童扶
養手当法（昭和36
年法律第238号）
に基づく児童扶
養手当の支給に
関する情報、特別
児童扶養手当等
の支給に関する
法律（昭和39年法
律第134号）に基
づく特別児童扶
養手当の支給に
関する情報、同法
に基づく障害児
福祉手当若しく
は特別障害者手
当若しくは国民
年金法等の一部
を改正する法律
（昭和60年法律
第34号）附則第97
条第1項の福祉
手当の支給に関
する情報、地方税
法その他の地方
税に関する法律
に基づく条例の
規定により算定
した税額若しく
はその算定の基
礎となる事項に
関する情報（以下
「地方税関係情
報」という。）

		<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく<u>児童手当</u>の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく<u>児童手当若しくは特例給付</u>の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給</p>	3 市長	<p>生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給</p>

		<p>に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく<u>児童手当</u>の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当法に基づく<u>児童手当若しくは特例給付</u>の支給に関する情報、介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定中別表第2の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分を除く。）は、令和6年10月1日から施行する。

議案第59号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提案いたします。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前				
別表第1（第4条関係） <table border="1" data-bbox="188 600 743 734"><tr><td data-bbox="194 609 737 645">2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</td></tr><tr><td data-bbox="194 654 737 689">3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</td></tr></table>	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	別表第1（第4条関係） <table border="1" data-bbox="853 600 1409 734"><tr><td data-bbox="860 609 1402 645">2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td data-bbox="860 654 1402 725">3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の 受付</td></tr></table>	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の 受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し					
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付					
2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し					
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の 受付					

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第60号

葛飾中学校リノベーション工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 葛飾中学校リノベーション工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 4,620,000,000円
- 4 契約の相手方 岩崎・正和・大和特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市中央一丁目7番地3
ライフビルⅡ-C
岩崎工業株式会社 春日部営業所
営業所長 岩 崎 重 広
- 5 工 期 契約の日から令和10年2月29日まで

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

葛飾中学校リノベーション工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第 6 1 号

春日部市役所旧本庁舎等解体工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部市役所旧本庁舎等解体工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 (制限付一般競争入札)
- 3 契 約 金 額 1, 6 1 1, 5 0 0, 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 三ツ和・正和特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市中央六丁目 3 番地 1 1
三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
所長 小 林 功 人
- 5 工 期 契 約 の 日 から 令 和 8 年 3 月 2 5 日 まで

令和 6 年 8 月 2 1 日 提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市役所旧本庁舎等解体工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

議案第62号

庄和市民センター正風館リノベーション工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 庄和市民センター正風館リノベーション工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 977,350,000円
- 4 契約の相手方 正和・コダマ特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契約の日から令和7年10月31日まで

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

庄和市民センター正風館リノベーション工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第63号

春日部第1児童センター空調設備更新工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部第1児童センター空調設備更新工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 152,900,000円
- 4 契約の相手方 正和・三角特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契約の日から令和7年7月31日まで

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部第1児童センター空調設備更新工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第64号

令和5年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金905,789,185円のうち154,193,533円を建設改良積立金に積立て、751,595,652円を資本金に組入れるものとする。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和5年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案いたします。

議案第 6 5 号

令和 5 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 4 5 6, 1 0 3, 2 9 8 円のうち 7 9 6, 7 5 0, 7 8 7 円を減債積立金に積立て、6 5 9, 3 5 2, 5 1 1 円を資本金に組入れるものとする。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和 5 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案いたします。

議案第 66 号

令和 5 年度春日部市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度春日部市一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 6 7 号

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第68号

令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 6 9 号

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度春日部市介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第70号

令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第71号

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第72号

令和5年度春日部市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度春日部市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第73号

令和5年度春日部市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度春日部市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第74号

令和5年度春日部市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度春日部市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第75号

令和6年度春日部市一般会計補正予算（第3号）について

令和6年度春日部市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第76号

令和6年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 77 号

令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第78号

令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第79号

令和6年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年8月21日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 80 号

令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 1 号

令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

